

特定放射性同位元素の受入れ等に係る報告書

年 月 日

原子力規制委員会 殿

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

印

放射性同位元素等の規制に関する法律第 25 条の 7 の規定により、次のとおり報告します。

| | | |
|---|--|--|
| 氏名又は名称 | | |
| 法人にあつては、その代表者の氏名 | | |
| 住所 | 郵便番号() 都道府県 | 電話番号() |
| 許可証の年月日及び番号、法第 3 条の 2 第 1 項又は法第 4 条第 1 項の届出をした年月日 (注 2) | | |
| 工場又は事業所 販売所 賃貸事業所 廃棄事業所 | 名称 | |
| | 所在地 | 郵便番号() 都道府県 電話番号() |
| | 連絡員の氏名 (注 3) | 所属部課名() 電話番号() FAX 番号() メールアドレス() |
| 報告の種類(注 4) | | |
| 放射 封射 さ性 れ同 た位 特元 定素 (注 5) | 番号(注 6) | |
| | 用途(注 7) | |
| | 型式 | |
| | 核種 | |
| | 数量 | |
| | ホルダー番号(注 8) | |
| 製造者名 | | |
| 製造、輸入又は輸出の年月日 | | |
| 受 入 れ 等 (注 9) | 許可証の年月日及び番号、法第 3 条の 2 第 1 項又は法第 4 条第 1 項の届出をした年月日 (注 10) | |
| | 名称(注 11) | |
| | 受入等年月日(注 12) | |
| 払 出 し 等 (注 13) | 許可証の年月日及び番号、法第 3 条の 2 第 1 項又は法第 4 条第 1 項の届出をした年月日 (注 14) | |
| | 名称(注 15) | |
| | 払出等年月日(注 16) | |

- 注 1 「整理番号」 この欄には、記載しないこと。
- 2 「許可証の年月日及び番号、法第3条の2第1項又は法第4条第1項の届出をした年月日」 法第3条の2第1項又は法第4条第1項の届出の際に通知された届出番号がある場合には、当該届出番号を記載すること。
- 3 「連絡員の氏名」 F A X 番号及びメールアドレスについては、可能な範囲で記載すること。
- 4 「報告の種類」 報告を行う行為について、製造、輸入、受入れ等（受入れ、譲受け、回収、賃借又は保管の委託の終了）、輸出又は払出し等（払出し、販売その他の譲渡し、返還、賃貸又は保管の委託）の中から該当するものを記載すること。
- 5 「密封された特定放射性同位元素」 特定放射性同位元素ごとの内容を記載すること。通常一組又は一式をもつて使用するものであつても、特定放射性同位元素ごとにその内容を記載すること。
- 6 「番号」 製造者によつて当該特定放射性同位元素に個々に付されている番号等を記載すること。
- 7 「用途」 測定器校正、遠隔治療照射等、当該特定放射性同位元素の一般的な使用の用途を記載すること。
- 8 「ホルダー番号」 当該特定放射性同位元素が放射性同位元素装備機器へ組み込むための専用ホルダーに収納されている場合であつて、注6の番号とは異なるものがホルダーに表示されている場合は、その番号等を記載すること。
- 9 「受入れ等」 受入れ等の報告を行う場合には、その相手方の情報を記載すること。
- 10 「許可証の年月日及び番号、法第3条の2第1項又は法第4条第1項の届出をした年月日」 注2の例により記載すること。
- 11 「名称」 工場若しくは事業所、販売所、賃貸事業所又は廃棄事業所の名称を記載すること。
- 12 「受入等年月日」 工場若しくは事業所、販売所、賃貸事業所又は廃棄事業所へ当該特定放射性同位元素の受入れ等を行つた年月日を記載すること。
- 13 「払出し等」 払出し等の報告を行う場合には、その相手方の情報を記載すること。
- 14 「許可証の年月日及び番号、法第3条の2第1項又は法第4条第1項の届出をした年月日」 注2の例により記載すること。
- 15 「名称」 注11の例により記載すること。
- 16 「払出等年月日」 工場若しくは事業所、販売所、賃貸事業所又は廃棄事業所から当該特定放射性同位元素の払出し等を行つた年月日を記載すること。

- 備考1 この報告書は、原子力規制委員会ホームページを利用して提出すること。ただし、事業者自らの情報セキュリティポリシーにより当該方法による提出ができない事業者は、書面又は第42条第1項の規定による電磁的記録媒体等により提出すること。
- 2 書面により提出する場合においては、用紙の大きさは日本産業規格A4とし、提出部数は1通とすること。
- 3 第42条第1項の規定により当該報告書の提出に代えて電磁的記録媒体等を提出する場合においては、提出部数は電磁的記録媒体1個及び電磁的記録媒体提出票1通とすること。
- 4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。ただし、第42条第1項の規定により電磁的記録媒体による手続を行う場合にあつては、押印することを要しない。